

令和2年3月28日

アピセ関および関市勤労会館をご利用の皆様へ

指定管理者 関市施設運営 TP 共同企業体  
アピセ・関 館長 黒川 仁 貴

**【延長】新型コロナウイルス感染症を理由とする  
施設使用キャンセルに伴う利用料の返還について**

国内で新型コロナウイルスの感染が広がっている現状を受け、拡大防止のために施設の使用予約を取り消される場合に、既に納付いただいた利用料を全額返金いたします。

お手数をおかけいたしますが、下記のとおり返金手続きをお願いします。

記

◆ 返金対象者

新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とし、アピセ・関および関市勤労会館の利用料を既に支払済みであり、その使用予約の取り消しを希望される方

※既に使用予約を取り消された方は、アピセ・関までお問い合わせください

◆ 対象期間（施設利用日）

令和2年4月30日（火）まで 延長

※5月以降の措置については未定です。

◆ 対象施設

アピセ・関（岐阜県関市平和通7丁目5-1）

関市勤労会館（岐阜県関市平和通6丁目11-1）

◆ 返金手続き

使用予定日の前日（AM9:00～PM5:00の間）までに、「施設使用取消申請書」および「利用料返還申請書」を提出

※ 前日が施設休館日の場合は、前々日まで

※ 返金手続きには、「施設使用許可申請書」の控えを必ずお持ちください。

【 ご注意事項 】

本件に係る施設使用の取り消しおよび利用料の返金手続きについては、原則としてアピセ・関の受付窓口での対応となります。お電話での申請はお受けできません。

以上

ご不明な点やご質問などがございましたら、お気軽にお問合わせください。

アピセ・関 TEL 0575-24-6767